

合併による魅力ある地域づくり

～地域自治制度の構築に向けて～

現在までに、宇都宮地域合併協議会で審議され承認された事項をお知らせします。

合併した場合は、現在の上三川町役場は『地域自治センター（法律上は支所）』となります。



1 基本的な考え方

・地域行政機関の事務事業は、都市内分権と行政の効率性のバランスに十分留意し、地域自治制度構築の趣旨を常に念頭に置きながら定めます。

・地域行政機関の事務事業を定めるに当たっては、基本的に住民の利便性が低下しないことに配慮します。

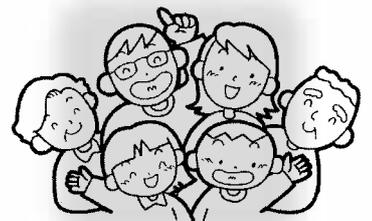
・合併時において定めた事務事業や執行体制については、住民サービスの低下を招くことがないよう十分留意しつつ、行政改革の推進及び事務の効率的な執行の観点から合併後も見直しを行っていきます。

2 地域行政機関の行う業務

(1) 地域づくりに係る立案や調整業務

・地域自治協議会と協力し、地域の個性を尊重し、地域自らが地域づくりを行えるよう地域行政機関で地域づくり

3 地域行政機関の事務事業



に関する立案、調整を行います。

・また、地域自治協議会が十分にその能力や機能を発揮できるよう、地域自治協議会の事務局は、地域行政機関で行います。

(2) サービス提供業務

身近な行政機関としての役割にふさわしい、きめ細かな行政サービスを提供していきます。

(3) 管理業務

地域自らが行政運営を担っていくために、内部运营管理、施設管理などを行います。

3 地域行政機関の事務事業

行政サービスの受け手の視点から、地域行政機関で行う主な事務事業について、検討状況を記載したものです。今後は、サービス提供に当たっての体制・環境整備などの観点から詳細な検討を加え、実施

を旨し調整を行います

・地域行政機関は、全市統轄機関の総合調整・統括、実施方針・基準等に基づき、行政サービスの提供を行います。

(1) 地域自治の推進

地域自治制度の一環として設置する地域自治協議会がその役割を十分に発揮し、地域行政機関が地域住民との協働の場としての機能を担えるよう、地域自治協議会への支援や協働による活動等を行います。

(2) 総務的業務

総務部門等は、合併に伴い統合し、効率化を図ることになりますが、地域住民に身近な場所から取り組んでいくことが必要なものなどについては、地域行政機関で実施していただきます。

ア 管理業務

地域自らが行政運営を担っていくために、内部运营管理、施設管理などを行います。

イ 広報広聴

開かれた市政運営のため、身近な市民相談については、地域行政機関において実施していきます。また、広報紙やホームページは、新市として一元化されますが、地域が主体となった地域づくりの推進の観点から、

地域広報紙や地域ホームページといった地域密着型の情報交流について地域行政機関において主体的に取り組んでいきます。

《主な事務事業》

- 市民相談に関すること
- 地域広報紙に関すること（地域の自主性に基つき行う）
- 地域ホームページに関すること（地域の自主性に基つき行う）等

ウ 人権

人権問題に対する住民の正しい理解と認識を深め、すべての住民の人格を尊重した地域社会の実現を目指すため、全市的な取組を推進するとともに、地域からは、人権啓発や人権・同和対策事業などを引き続き実施していきます。

《主な事務事業》

- 人権啓発に関すること
- 人権・同和対策の推進に関すること等

エ 防災

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、全市的な取組が必要不可欠であるとともに、地域が自らの課題として考え、防災意識を醸成していくことが重要であることから、防災訓練や防災意識の啓発などについて取り組んでいきます。

《主な事務事業》

- 防災訓練に関すること
- 防災マップの作成に関すること
- 防災意識の普及・啓発に関すること
- 防災行政無線の管理に関すること等

オ 出納

住民の利便性を確保するため、窓口収納や窓口での現金支払いなどを行います。

《主な事務事業》

- 窓口収納に関すること
- 窓口での現金支払に関すること等

(3) 住民生活

地域住民の日常生活に深く関連する分野であることから、住民の利便性を十分に考慮し、地域行政機関において身近なサービスを提供するとともに、地域の課題を自ら解決していくための住民自治の活動を積極的に育成・支援していきます。

ア コミュニティ

自立した地域社会を形成するため、住民自治の拡充や住民と行政との協働の推進の観点から、コミュニティ活動の積極的な支援を行います。

《主な事務事業》

- 自治会育成に関すること
- 地域コミュニティセンターの管理

運営に関すること

- 地域集会所等建設融資・補助申請に関すること
- 防犯灯設置及び管理補助金申請に関すること

○地域づくり推進事業の支援に関すること

○消費生活啓発に関すること

○交通安全施策の実施に関すること

○交通安全共済に関すること

○チャイルドシートの補助申請に関すること等

イ 窓口

戸籍や住民登録などの基本的な窓口サービスは、多くの住民が利用する身近なものであるため、受付や証明書の交付などを行い、住民の利便性を確保します。

《主な事務事業》

- 住民登録に関すること
- 戸籍事務に関すること
- 印鑑登録に関すること
- 諸証明の交付に関すること
- 市民証の交付に関すること
- 外国人登録に関すること
- 埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること等

※◎は新規

ウ 国保年金

○は新規

住民に身近な場所で国民健康保険や国民年金の加入脱退の受付など、日常生活に関係の深いサービスを行い、住民の利便性を確保します。

《主な事務事業》

(国保)

- 資格の取得・喪失に関すること
- 保険証の交付に関すること
- 療養費や高額療養費の申請に関すること
- 出産育児一時金及び葬祭費の請求に関すること
- 出産費及び高額療養費貸付の申請に関すること
- 減免申請に関すること
- 短期証・資格者証の交付に関すること
- 年金

○資格の取得・喪失に関すること

○保険料の免除申請、学生納付特例申請に関すること

○老齢・障害・遺族基礎年金等の裁定請求に関すること等

エ 男女共同参画・青少年育成

男女が安心してその能力を發揮できる社会の実現や思いやりのあるたくましい青少年の育成のため、意識啓発や団体の活動支援など、地域住民に身近な場所での実施が有効なものについて、積極的に取り組みます。

《主な事務事業》

(男女共同参画)

- 意識啓発に関する事
- 女性相談に関する事
- 結婚相談に関する事
- 青少年育成

- 青少年団体の活動支援(まちづくり活動への参画)に関する事
- 青少年の交流の場の確保に関する事等

※○は新規

オ 環境・廃棄物・リサイクル

環境や廃棄物問題への対応には、行政はもとより、事業者や住民とのパートナーシップに基づいた全市民的な取組が必要ですが、地域の生活環境については、地域が自らの課題として考える必要があることから、環境学習やリサイクルなど地域の生活環境向上のための取組を行います。

《主な事務事業》

- 合併処理浄化槽設置補助申請に関する事
- 一斉清掃・ごみゼロ運動に関する事
- 各種公害苦情相談対応に関する事
- 環境情報の整備と提供(情報作成)に関する事
- 環境保全意識啓発(各種イベント)に関する事

○学校・家庭、事業者への環境配慮行動の誘導促進に関する事

- 資源ごみ集団回収推進に関する事
- リサイクル推進に関する事
- 地域等での減量化・資源化取組支援に関する事

- 資源物・ごみ適正排出指導に関する事
- ごみステーション申請受付に関する事
- ごみ収集運搬業務に係る苦情処理に関する事

○住民等による不法投棄監視に関する事等

(4) 税 務

税務は統一した基準に基づき、全市民に行うものですが、身近な場所からのサービス提供が求められる住民税申告の受付や各種の税証明の発行などは、これまでどおり地域行政機関において実施し、住民の利便性を確保します。

《主な事務事業》

- 各種申請書類等の受付に関する事
- 軽自動車税課税登録受付・標識交付に関する事
- 納税相談に関する事
- 証明書発行等に関する事等

(5) 保健福祉

保健や福祉は、住民にとって身近な行政サービスであり、よりきめ細かなサービスの提供が求められていることから、地域行政機関が主体的に多様なサービスの提供を図ります。

ア 保 健

住民一人ひとりが、心身ともに健康やかな暮らしを営むことができるよう地域において、地域主体の健康づくり活動の推進や各種健康相談、健康教育及び健康診査などを実施することにより、身近な場所からの健康づくりの推進を図ります。

《主な事務事業》

- 地区における健康づくり活動の推進に関する事
- 健康教育に関する事
- 健康相談に関する事
- 栄養相談に関する事
- 訪問指導に関する事
- 歯科保健に関する事
- 母子健康手帳等の交付に関する事

- 妊婦健康診査に関する事
- 乳幼児健康診査に関する事
- 成人の健康診査に関する事
- 結核検診に関する事
- 医療費助成の受付に関する事等

イ 介 護 保 険

要介護認定の申請など、身近な場

所から介護保険を利用できるよう住民の利便性を確保します。

《主な事務事業》

- 認定審査の申請受付に関する事
- サービス給付に関する事
- 利用者負担軽減に関する事等

ウ 社 会 福 祉

社会福祉施設の健全な運営の支援や福祉のまちづくりの推進など全市民的な取組を進めるとともに、保健福祉サービスの効果的活用をコーディネートするため、総合相談を身近な場所から実施します。

《主な事務事業》

- 保健と福祉の総合相談窓口に関する事
- 恩給援護に関する事
- 内職あつせんに関する事等
- ※○は新規

エ 生 活 保 護

生活困窮者に対する最低限の生活保障と自立助成のための生活保護の適用に当たり、身近な場所からのサービス提供が求められる相談・申請受付などを行います。

《主な事務事業》

- 相談・申請受付に関する事
- 行旅病人・死亡人に関する事等

オ 高 齢 者 福 祉

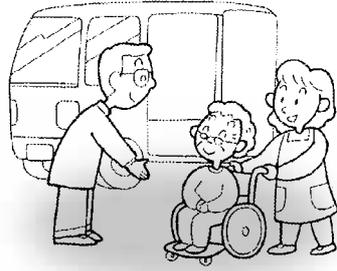
高齢者等が住み慣れた地域社会の

なかで安心した生活を送り、その能力と意欲を十分発揮できるように、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

《主な事務事業》

(福祉事業)

- 在宅介護支援センターに関すること
- 食の自立支援事業に関すること
- 緊急通報装置給付貸与事業に関すること
- 高齢者住宅改修費補助事業に関すること
- 高齢者無料入浴券交付事業に関すること
- 敬老会開催に関すること
- 高齢者スポーツ用広場整備補助事業に関すること
- 生きがい対応型デイサービス事業に関すること



○高齢者等ホームサポート事業に関すること

○はいかい高齢者等家族支援事業に関すること

○はり、きゅう、マッサージ施術料助成事業に関すること

○ひとり暮らし高齢者等日常生活用具給付等事業に関すること

○老人福祉電話の設置事業に関すること

○老人福祉補聴器交付事業に関すること

○高齢者地域活動実践塾の設置に関すること

○高齢者外出支援（バスカード購入費助成）事業に関すること

○高齢者生活支援型ホームヘルパー派遣に関すること

○成年後見制度市長申立て（高齢者）の受付・調査に関すること

○養護老人ホーム入所措置の受付・調査に関すること

○敬老祝金の支給に関すること

○在宅高齢者家族介護慰労金の支給に関すること

(保健事業)

○訪問指導に関すること

○介護予防教室に関すること

○老人医療給付・支給に関すること

○老人医療重複頻回受診者訪問指導に関すること

(その他)

○障害者控除認定書交付に関すること

※○は新規

力 障害者福祉

心身障害者が住み慣れた地域社会のなかで、自立した生活を送るとともに、社会経済活動へ積極的に参加することができるよう、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

《主な事務事業》

(障害者手帳)

○身体障害者手帳の申請受付・交付に関すること

○療育手帳の申請受付・交付に関すること

(支援費)

○支援費制度支給決定に関すること

(福祉事業)

○措置事務に関すること

○障害者日常生活用具給付・貸与に関すること

○補装具交付・修理に関すること

○重度身体障害者住宅改造費助成に関すること

○重度身体障害者福祉電話設置に関すること

- 障害者手当に関する事
- 公共料金等減免関連事務に関する事

(精神保健)

- 精神障害者タクシー料金助成の申請受付に関する事
- 精神障害者交通費助成の申請受付に関する事
- 精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス）の申請受付に関する事

- 難病患者等居宅生活支援の申請受付に関する事
- 精神障害者保健福祉手帳の申請受付に関する事
- 精神障害者通院医療費公費負担の申請受付に関する事

- 難病患者専用マーク交付に関する事
- ※○は新規

キ 児童福祉

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるような環境整備のため、保育事業や子育て支援など、さまざまな福祉サービスを身近な地域行政機関から展開していきます。

《主な事務事業》
(保育園管理・運営)

- 保育所入退所受付に関する事
- 利用者負担事務に関する事
- 保育園行事に関する事

(保育事業)

- 特別保育（乳児保育・延長保育・一時保育など）に関する事
- (健全育成)
- 放課後健全育成事業（留守家庭児童会・子どもの家）に関する事
- チビッコ広場の管理に関する事
- 家庭児童相談室に関する事
- 里親登録申請事務に関する事
- 地域子育て支援センター（子育てサロン）に関する事
- なかよしクラブに関する事
- 母子自立支援員に関する事
- 子育て支援短期利用事業に関する事

- 乳幼児健康支援サービス事業に関する事
- ちびっこフェスタの開催支援に関する事

- (ひとり親家庭等福祉対策)
- 母子生活支援施設に関する事
- 助産施設に関する事
- 母子家庭等の自立促進に関する事

- 母子・父子協力員に関する事
- 母子寡婦福祉資金貸付（貸付事務）に関する事

(手当・医療)

- 児童手当支給に関する事
- 遺児手当支給に関する事
- 児童扶養手当支給に関する事

- 母子家庭等援護費支給に関する事

- 母子家庭等児童入学祝金支給に関する事
- ひとり親家庭医療費支給（食事療養費を含む）に関する事
- 妊産婦・乳幼児医療費助成に関する事

- 市外受診者予防接種助成の受付に関する事
- (害虫・動物愛護等)
- 衛生害虫の駆除指導・啓発に関する事

ク 保健衛生

住民が健康で豊かな生活を送るために、衛生的で安全な生活を確保できるように、身近な拠点からの提供が求められる業務について、地域行政機関から展開していきます。

《主な事務事業》

- (保健予防)
- 原爆被爆者援護事務の受付に関する事
- 臓器移植の普及啓発に関する事
- (感染症)
- 結核患者の登録・管理に関する事

- エイズ・性感染症対策の普及啓発・人材育成に関する事

- (精神保健)

- 地区組織等健康教室の実施に関する事
- 訪問相談・指導に関する事

(難病)

- 一般特定疾患治療研究事業の受付に関する事

- 地域在宅療養支援（訪問・相談指導）に関する事
- (予防接種)
- 市外受診者予防接種助成の受付に関する事

- 犬・ねこの苦情相談に関する事
- 飼い犬・ねこの不妊・去勢手術費補助金交付申請の受付に関する事
- 犬の登録・鑑札の交付に関する事
- 犬の狂犬病予防注射済票の交付に関する事

- 犬の狂犬病予防注射済票の交付に関する事
- ※○は新規

(6) 産業

農林水産業や商業の振興は、地域の活性化や地域経済の発展に重要な役割を果たしており、魅力ある地域社会の形成に欠かせないことから、身近な地域行政機関から引き続き積極的な産業振興を展開していきます。

ア 商業観光

地域のイメージアップ、地域住民の連帯意識の醸成のためのイベント開催などは、地域が主体となって行うことが有効であることから、身近な場所から支援・調整を行います。

《主な事務事業》

- 商工関係団体の支援に関すること
- 夕顔サマーフェスティバル（地域イベント等）に関すること
- プレミアム商品券事業に関すること
- ふれあい朝市開催支援に関すること
- 若手後継者等の育成に関すること
- 地域の観光に関すること等

イ 農業

農業は、生活に不可欠な基礎的物資である食料の安定供給という最も基本的かつ重要な役割を担う、主要な産業であります。引き続き積極的な取組が行えるよう、農業の振興機能を備え、農業者や関係団体との連携を図り、さまざまな事業を展開していきます。

《主な事務事業》

（土地基盤整備）

- 土地改良事業の相談、指導に関すること

（農業生産の振興）

- 農業振興地域整備計画に基づく農

用地区域の除外・編入の受付事務に関すること

- 米の生産調整の推進に関すること
- 土地利用型作物（米、麦、大豆等）、園芸作物栽培に係る機械・施設などへの助成に関すること

- 農作物被害調査事務に関すること
- 農業金融に係る支援に関すること
- 学校体験農園設置事業の推進に関すること
- 畜産経営環境対策事業の推進に関すること

- 家畜伝染病予防対策事業の推進に関すること
- 農地流動化の推進、指導に関すること

（担い手）

- 農業士・女性農業士の推薦に関すること
- 認定農業者の確保、相談・指導に関すること
- 農業・農村男女共同参画の推進に関すること

- 農道整備の相談、指導に関すること
- 農道整備の相談、指導に関すること

（農村地域の活性化）

- 地区むらづくり運動の推進に関すること
- 農道整備の相談、指導に関すること

- 農業集落排水事業の地元指導等に関すること

○ 田園自然環境保全の地元支援に関すること

- 農林業祭の開催に関すること
- 農林業団体の運営に関すること
- 農林業団体の運営に関すること
- 土地改良区の運営、指導に関すること

- 農産物加工所の管理・運営に関すること
- 農村環境改善センターの管理・運営に関すること
- 土地改良施設維持管理の地元相談、指導に関すること

- 農業集落排水施設地元管理組合の相談、指導に関すること
- 農地・農業用施設災害復旧事業の地元相談、指導に関すること等

ウ 林業・水産業

林業は、生活環境の保全・形成など、住民生活にも重要な役割を果たしている。引き続き積極的な取組が行えるよう、林業の振興機能を備え、森林の持つ諸機能の充実を図るため適切な森林整備を行います。

○ 民有林の整備・保全への助成等に関すること

- 有害鳥獣捕獲許可の受付に関する

《主な事務事業》

- 民有林の整備・保全への助成等に関すること

○ 伐採及び伐採後の造林届受理に関すること

- 森林ボランティア会員登録の受付に関すること
- やなによる採捕の受付に関すること等

(7) 建設

まちづくりの基盤となる社会資本は、全市一体的な施策展開が必要不可欠ですが、地域住民の安全な生活環境の保持やきめ細かな行政展開に寄与するため、地域行政機関で一定の業務を行います。

ア 都市計画

都市計画は、土地の利用や建築物についてのルールなど、まちづくりに必要な事項について総合的・一体的に定め、まちづくり全体を秩序立てて進めていくことを目的にしたものであり、全市的な取組が必要な業務ですが、利便性の観点から証明書の交付など必要な窓口機能を備えます。

《主な事務事業》

- 地価公示台帳等の閲覧に関すること
- 都市計画決定図書等の閲覧に関すること
- 用途地域、区域区分の証明に関する

ること等

イ 道路

新市の全体整備計画に基づき、通勤・通学、買物、散歩など地域住民が日常的に利用する生活道路の新設改良（踏切改良等を除く。）や、主に地域住民が利用する道路等について維持管理を行います。

《主な事務事業》

- 違法駐車防止に関すること
- 道路愛護事業の推進に関すること
- 道路などの占用許可、及び占用料の徴収に関すること
- 道路台帳の閲覧に関すること
- 道路などの維持修繕に関すること
- 交通安全施設の整備に関すること
- 狭あい道路の整備に関すること
- 生活道路の整備に関すること等

ウ 河川

地域を流れる河川の溢水被害を解消し、良好な河川環境を守るため、地域河川の管理や河川敷除草等の維持管理を行います。

《主な事務事業》

- 河川の軽微な維持業務に関すること
- 河川の占用許可、及び占用料の徴収に関すること
- 河川愛護グループの受付に関すること
- 急傾斜地の把握及びパトロールに

関すること等

工 住宅

良質な住宅・住環境を確保することは、住民生活の基本的要件として重要な要素です。身近な場所で公営住宅の入居に係る受付事務や日常的な維持補修を行い、良好な生活基盤の確保を図ります。

《主な事務事業》

- 市営住宅の維持修繕のうち軽易な維持修繕（日常的な維持修繕）に関すること
- 市営住宅の管理のうち入居に係る受付事務、退去に係る調査に関すること等

オ 公園

公園の全体的な配置基準については全市統轄機関が担い、主に地域住民が日常的に利用する街区公園、近隣公園の具体的な整備、維持・修繕、管理及び緑化推進については地域行政機関が行い、ゆとりと潤いのある地域環境づくりを目指します。

《主な事務事業》

- 街区・近隣公園の整備に係るワークシヨップ及び整備に関すること
- 公園の占用・使用許可の受付等に関すること
- 公園・緑地の維持修繕に関すること
- 緑化の普及啓発に関すること等

(8) 教育

教育行政は、将来を担う児童・生徒の育成やいきがいある住民生活の推進に重要な役割を担っています。合併により教育委員会は統合されますが、身近な場所から行うことが有効な生涯学習、生涯スポーツの推進などについては、地域行政機関で実施します。

ア 生涯学習

こころ豊かでいきがいを持った住民生活を推進するため、生涯学習の促進・支援の重要性が増してきています。地域住民の学習機会や場の充実を図るため、地域に根差した活動支援や情報提供などを行います。

《主な事務事業》

- 成人式に関すること
- 青少年教育事業に関すること
- 成人教育事業に関すること
- 学習情報提供・学習相談に関すること
- 生涯学習フェスティバルに関すること
- 人材バンクの整備に関すること
- 人材育成に関すること等

イ 学校教育

豊かな心と健やかな体を持ち、明日の社会を担うたくましい人材を育成するための学校教育の取組には、

全市的な対応が必要ですが、児童・生徒の健全な育成を目指したきめ細かな対応を図るため、窓口機能のほかに相談機能などを備えます。

《主な事務事業》

- 就学事務に関すること
- 就学相談に関すること等
- ウ 生涯スポーツ

いきがいづくりや健康増進などの観点から、スポーツの果たす役割はますます高まっています。地域住民が広くスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを目指し、スポーツ教室や各種の大会などの事業を行います。生涯スポーツを地域から推進します。

《主な事務事業》

- 少年スポーツ指導員の育成（スポーツ少年団）に関すること
- 学校校庭の夜間開放に関すること
- スポーツ教室の実施に関すること
- スポーツ・レクリエーション用具の貸し出しに関すること
- 体育大会の開催に関すること
- 各種スポーツ大会の開催に関すること等

4 行政委員会の事務

(1) 農地等

農業委員会は、新市として一本化

していきませんが、地域行政機関において、農地の貸借、売買、転用に関する手続きの受付などの事務を行い、利便性を確保します。

《主な事務事業》

- 農地法による許可申請、届出の相談及び書類受付に関する事
- 農地利用のあっせんや争議の防止に関する事
- 農家・農地基本台帳の整備及び保管に関する事
- 農業委員会委員選挙人名簿申請に関する事
- 農業者年金の相談、指導に関する事
- 農地の相続税及び贈与税の納税猶予に関する事
- 軽易な証明に関する事
- 諸台帳の調整、整備、保管に関する事
- 農業者の青色申告の推進に関する事

(2)選挙

選挙管理委員会は、新市として一本化されますが、明るい選挙の実現を目指し、地域からも、有権者の政治や選挙に関する意識高揚を図るための啓発に努めるとともに公正で適正な選挙の管理執行を確保します。

《主な事務事業》

○政治や選挙に関する意識の高揚・啓発に関する事

5 地方公営企業の事務 (上下水道)

水道は、良質な水を供給していくため、また、下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全の観点から、住民生活に欠かせない社会基盤です。事業は、地方公営企業である上下水道局で行われ、常に企業の経済性の発揮が求められることから、合併によるスケールメリットを生かし、一層の効率化を図っていきます。

ただし、地方公営企業においても、住民の利便性に配慮する必要があることから、地域行政機関との連携や、上下水道局独自の出先機関の設置(設置箇所を含む)等を検討します。

《出先機関設置の際の主な事務事業》

- 水道料金等の収納に関する事
- 給水装置工事並びに排水設備計画確認の申請受付、審査及び検査に関する事
- 漏水に係る現地確認に関する事
- 上下水道施設の維持修繕に関する事
- その他各種相談に関する事

■ 住民負担とサービスの比較表 ■

1. 税・消防・町名

項目	合併前の上三川町	合併後	備考
1 個人市町民税税率			
均等割	3,000円	3,000円	
所得割	標準税率	標準税率	
2 法人市町民税税率			
均等割	制限税率	制限税率	
法人税割	14.7%	14.7%	
3 固定資産税税率	1.4%	1.4%	
4 都市計画税税率	0.2%	調整中	現在の宇都宮市 0.25%
5 事業所税	無	調整中	非課税対象…事業所用家屋1,000㎡以下 従業者数 100人以下
6 前納報償制度	納期前納付額の0.5% (1の納期30万円まで)	納期前納付額の0.25% (1の納期10万円まで)	
7 消防			
常備消防	石橋地区消防組合	宇都宮市消防	
消防団の取扱い	上三川町消防団	宇都宮市消防団分団	
消防団員の年報酬等			
団長	24万円	18.5万円	
副団長	17万円	11.7万円	
分団長	14万円	8.5万円	
副分団長	12.5万円	6.1万円	
部長	10.5万円	5.6万円	
副部長	無	4.6万円	
班長	7.5万円	4.1万円	
団員	6万円	3.8万円	
費用弁償額	3,000円/回(3時間以上) 1,500円/回(3時間未満)	2,700円/回 跡火消し500円増	
8 町名・字名の取扱い	町名 4 大字 24	従前の名称から「大字」を削除し、末尾に「町」を加える。例)大字上郷→上郷町	宇都宮市に「天神」があるため、天神町については「上三川天神町」とする

2. 自治会・証明書・国民健康保険・生活環境

項 目	合併前の上三川町	合 併 後	備 考	
9 自治会				
自治会長の取扱い	非常勤特別職	任意団体の長		
単位自治会への補助金等	・区分割 10戸まで 33,000円 99戸まで 98,500円 100戸以上 102,100円 ・世帯割 750円/戸 ・産業委員算出 均等割 4,000円 世帯割 500円/戸 ・班長算出 950円/戸 ・事務費 均等割 4,000円 世帯割 100円 ※平均規模自治会 354,500円	段階的に宇都宮市の例により統一する ・均等割 3,500円 ・世帯割 150円	現在の宇都宮市 平均規模自治会 29,150円	
自治会公民館・新築	建築費用の30%以内 (220万円以内)	建築費用の40%以内 (300万円以内)		
自治会公民館・移設	無	建築費用の40%以内 (110万円以内)		
自治会公民館・増改築	建築費用の30%以内 (130万円以内)	建築費用の40%以内 (125万円以内)		
10 地域の安全				
防犯灯管理費補助	3,500円/1基	当分の間現行どおりとし、段階的に宇都宮市の制度に調整する	現在の宇都宮市…電気代相当分(20w以下蛍光灯)補助、管理主体は、自治会等公共の団体	
11 チャイルドシート補助額	無	購入価格の1/3 (乳児1人に1台)		
限度額	無	10,000円		
12 窓口サービスの推進				
窓口業務の時間延長	無	17:00～19:00 (本庁で実施)		
年度末等の臨時窓口開設	無	3月の最後の土曜日 (本庁で実施) 4月の最初の土曜日 (本庁で実施)		
13 諸証明(窓口)手数料				
住民票の写し	200円	調整中	現在の宇都宮市 400円	
印鑑証明	200円	調整中	〃 400円	
戸籍謄・抄本	450円	450円		
除籍謄・抄本	750円	750円		
身分証明書	200円	調整中	現在の宇都宮市 400円	
不在籍・不在住証明	200円	調整中	〃 400円	
その他公簿に基づく証明	200円	調整中	〃 400円	
所得証明書	200円	調整中	〃 400円	
課税証明書	200円	調整中	〃 400円	
納税証明書	200円	調整中	〃 400円	
完納証明書	200円	調整中	〃 400円	
営業証明書	200円	調整中	〃 400円	
評価証明書	200円	調整中	〃 400円	
外国人登録手数料	200円	調整中	〃 400円	
14 出産育児一時金及び葬祭費の支給	出産育児一時金30万円 葬祭費6万円	出産育児一時金30万円 葬祭費6万円		
15 国民健康保険税の賦課				
医療給付分	税率(所得割)	8.3%	保険税の賦課は、均一課税とする ただし、合併日を含む年度の税率、賦課限度額は現行どおり	現在の宇都宮市 8.6%
	(資産割)	45%		〃 33.0%
	(均等割)	24,300円		〃 20,000円
	(平等割)	25,300円		〃 22,000円
	限度額	530,000円		〃 520,000円
介護給付分	税率(所得割)	0.9%	保険税の賦課は、均一課税とする ただし、合併日を含む年度の税率、賦課限度額は現行どおり	〃 1.3%
	(資産割)	6.1%		〃 5.9%
	(均等割)	4,500円		〃 4,400円
	(平等割)	2,900円		〃 3,400円
	限度額	70,000円		〃 70,000円
16 合併処理浄化槽の設置・普及				
7人槽の補助額	411,000円	615,000円	見直し中	
17 太陽光発電システム設置補助事業	無	1kw当り22,500円(上限4kw)	見直し中	
18 家庭用生ごみ処理機器普及補助				
コンポスト容器	3,000円(1世帯2基)	5,000円(1世帯3基)	購入価格の1/2以内	
機械式処理器	20,000円(1世帯1基)	30,000円(1世帯1基)	購入価格の1/2以内	

3. 福祉・保健

項 目	合併前の上三川町	合 併 後	備 考
19 内職あっせん	無	有	
20 介護保険関係事業			
市町村特別給付事業	無（社会福祉協議会で実施）	要介護1～5 紙おむつ購入費の9割(5,500円/月を上限)	宇都宮市の制度に統一
利用者負担軽減	有	有	
介護保険料基準額月額	2,816円	平成17年度までは現行どおり	18年度から均一保険料
低所得者への保険料減免	無	有	条例等の減免規定を統一
21 高齢者福祉関係事業			
配食サービス事業	無	65歳以上の独居、両老、障害者（週5食まで）	委託先：社会福祉法人、民間事業者
福祉入浴援助事業	無	虚弱な高齢者、障害者（公衆浴場に無料で月2回入浴）	公衆浴場の定休日（事業者へ運営費補助）
徘徊高齢者等家族支援事業	無	初老期痴呆該当者を介護している方 PHS位置特定システム(小型電波発信機)	市税完納者
住宅改修補助事業	65歳以上、介護保険非該当、住民税非課税世帯、20万円以内	65歳以上、介護保険該当、世帯の所得税額年間32,400円、90万円以内	補助率（改修工事の3/4）
生きがい対応型デイサービス事業	無	60歳以上の介護保険対象外者 利用回数（週1～3回）	デイサービスセンターで実施、料金521円+食料費
保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成	無	70歳以上、身障1,2級、65歳以上の寝たきり、1回1,000円（年18回以内）	
老人福祉補聴器交付事業	無	65歳以上、身障非該当、医師の証明	自己負担額：所得税非課税世帯 なし 課税額に応じ自己負担有
高齢者外出支援事業（バスカード等）	無	75歳以上で自動車、自転車運転困難者（バスカードの一部助成）	関東、東野、JR（年1回 5,000円のバスカード購入時、本人1,000円、事業者1,000円、市3,000円）
ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワークシステム	無	65歳以上の独居（3年を目途に構築）安心ネットワーク	見守り活動員（民生委員、福祉協力員、自治会など地域住民）
老人会補助金	単位老人クラブ 20～39人…20,000円 40～49人…30,000円 50人～ …40,000円	当分の間現行通り（概ね3年を目途に調整）	
敬老祝金対象年齢	75歳以上、年5,000円	80歳…3万円、90歳…5万円、100歳…10万円	年齢の節目に支給
22 障害者福祉関係事業			
重度身体障害者福祉電話設置	無	外出困難な重度身体障害者	相談、助言、安否確認
訪問入浴サービス（移動浴槽車派遣事業）	無	入浴困難な身体障害者（児） 移動浴槽車の派遣（1回/週）	
福祉バス運行事業	無	障害者、障害者福祉団体（研修会、社会見学等）	福祉バス（車イスのまま乗車可能）
重度心身障害者タクシー料金助成	無	交通機関利用困難な重度身障者タクシー料の一部助成（タクシー券60枚/年）	タクシー券（基本料金分）
知的障害者等交通費助成	無	通学、通院、訓練等のため交通機関利用（交通費 実費1/2）	
精神障害者タクシー料金助成	無	通院、社会復帰施設利用の際のタクシー料の一部助成（タクシー券60枚/年）	タクシー券（基本料金分）
精神障害者交通費助成事業	無	通院…12,000円のバスカード 通所(社会復帰施設)…190円×日数	
23 児童福祉関係事業			
保育料			
平均軽減率	32.9%	調整中	
最高額	50,000円	調整中	現在の宇都宮市 53,000円
延長保育（公立のみ）	無	有（18:00～19:00）	
利用者負担金（月割）	—	2,800円	
利用者負担金（日割）	—	250円	
保育所開所時間（公立のみ）			
保育所開所時間	7:30～18:30	7:00～18:00	
延長保育	無	18:00～19:00	
土曜日の開所時間	7:30～12:30	7:00～18:00	
一時保育促進事業	無	3歳未満2,000円～4,000円 3歳以上1,000円～2,500円	保護者の病気、入院等緊急な保育が必要な場合（金額は民間保育園における実施料金）
休日保育事業	無	(3歳未満2,300円、3歳以上2,100円)	日曜、祝日等に保護者が病気や勤務等で保育ができない場合（金額は民間保育園における実施料金）
乳幼児医療費助成（対象年齢）	小学6年生まで	調整中	
子育て支援短期利用	無	保護者の疾病による養育困難（概ね7日を限度）	栃木県済生会宇都宮乳児院、児童養護施設普恵園に委託
乳幼児健康支援デイサービス	無	病気回復期にあり集団保育の困難な乳幼児（原則7日以内）	栃木県済生会宇都宮乳児院、福田こどもクリニックに委託
児童福祉手当	無	父母の一方又は両親の監護が受けられない児童を養育している者（3,000円/月/人）	市民税非課税者のみ該当

	母子家庭等援護費	無	母子父子家庭で遺児・児童福祉手当受給者 15,000円/世帯	12月1日現在で3ヶ月以上住所を有する者
	母子家庭等児童入学・卒業時の祝金等	無	母子父子家庭で遺児・児童福祉手当受給者 15,000円/世帯	4月1日現在で住所を有するもの
	乳児健康診査	集 団	概ね3年を目途に個別へ	
	1歳6月時検診	集 団	集 団	
	3歳児検診	集 団	集 団	
	2歳児歯科健康診査	集 団	集 団	
	妊婦歯科健康検診	無	個 別	
24	健康診査実施方法・手数料	(集団健診の金額)		
	基本健康診査	個別・集団 (無料)	調整中	現在の宇都宮市 個別・集団 1,260円
	前立腺がん検診	無	調整中	〃 個別・集団 (基本とセットで1,680円)
	肝炎ウイルス検診	個別・集団 (無料)	調整中	〃 個別・集団 (基本とセットで1,760円)
	肺がん検診	集 団 (無料)	調整中	〃 個別・集団 400円
	胃がん検診	個別・集団 (無料)	調整中	〃 集 団 940円
	大腸がん検診	集 団 (無料)	調整中	〃 個別・集団 520円
	子宮がん検診	個別・集団 (無料)	調整中	〃 個別・集団 800円
	乳がん検診	個別・集団 (無料)	調整中	〃 個別・集団 400円
	肩粗しょう症検診	無	調整中	〃 集 団 730円
	歯科総合健診 (歯周病検診)	無	調整中	〃 集 団 1,260円
	肺がん二重読影事業	無	調整中	
25	糖尿病予防事業	無	初期教育、講演会の実施	
26	集団検診結果説明会	実 施	無	当分の間現行どおりとし、段階的に調整
27	個別健康教育	実 施	無	当分の間現行どおりとし、段階的に調整
28	機能訓練 A型	実 施	無	当分の間現行どおりとし、段階的に調整
29	飼い犬・ねこの不妊・去勢手術補助金	無	犬 (不妊 5,000円、去勢3,000円) 猫 (不妊 4,000円、去勢3,000円)	

4. 商業・工業・農業

項 目	合併前の上三川町	合 併 後	備 考
30 創業者支援事業	無	有	新規開業者の支援
31 商工団体補助	有	当分の間現行どおり	他の団体との調整
32 若手後継者等育成支援補助金額	150,000円	当分の間現行どおり	
33 中小企業者向け融資	2	15	融資事業の種類
34 融資金額	1千万円	5千万円	
35 信用保証料補助	有 (10万円限度)	有 (300万円以下の融資分)	小規模・零細事業者補助
36 利子補給	有 (15万円限度)	信用保証料補助に統一	
37 商店街支援事業			
商店街支援事業	無	有	
共同施設維持	有	有	メニュー数は増加
38 各種イベント			
サマーフェスティバル	500万円	当分の間現行どおり	
ふれあい朝市開催支援	100万円	当分の間現行どおり	
39 中小企業福祉支援事業	有	有	
40 労働相談事業	無	有	
41 勤労者住宅資金利子補給事業	有 (15万円限度)	無	前年度実績なし
42 生産振興総合対策事業	補助率 10%	補助率 20%	共同利用施設
43 園芸振興対策事業	無	補助率 30%	施設・機械
44 首都圏農業パワーアップ推進事業	補助率 10% (県単に上乘せ)	当分の間現行どおり	
45 野菜価格安定事業	補助 1/3 (生産者掛金負担)	補助 1/2 (生産者掛金負担)	
46 農業経営基盤強化推進事業	無	補助率 30%	水稻栽培関連機械
47 県単独自地改良事業	補助率 25%	補助率 35%	
48 市町単独自地改良事業	補助率 45%	補助率 50%	
49 土地改良施設維持管理適正化事業	補助率 10%	補助率 30%	
50 農業委員会委員の定数及び任期			
農業委員数 (公選)	18人	宇都宮市農業委員会委員の 残任期間に限り12人が在 任する。	残任期間後は、定数40人、選挙区6 (宇都宮3、上三川、河内、上河内はそ れぞれ1)として選挙を行う。選挙 区の定数は、農業委員会委員選挙人 名簿登録者数に比例して定める。
農業委員数 (選任)	6人	(新市全体で7人)	本町の選任委員は、失職
51 農業委員の取扱い	上三川町農業委員会	宇都宮市農業委員会に統合	
報 酬	会 長 405,000円 職務代理者 330,000円 農業委員 300,000円 議会選出 300,000円	会 長 1,080,000円 職務代理者 708,000円 農業委員 672,000円 議会選出 204,000円	

5. 建設・建築・都市計画

項 目	合併前の上三川町	合併後	備 考
52 道路用地の取扱い	買収方式	幅員7メートル未満の用地は寄付方式	買収方式で事業中のものは買収方式とする
53 都計法の開発行為	意見照会	本庁で受付、許可	
54 建築確認申請	申請受付	本庁で受付、許可	

6. 水道・下水道

項 目	合併前の上三川町	合併後	備 考
55 水 道			
料 金			
基本水量	10㎡	10㎡ (月10㎡×2ヶ月)	(2ヶ月徴収に移行)
口径13mm料金(月額)	1,522円	利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議した後、合併後3~5年で段階的に調整する。	現在の宇都宮市(20mm)4人家族の平均 6,574円
口径20mm料金(月額)	1,575円 ※4人家族の平均(5,397円)		
加入金			
口径13mm加入金	52,500円	52,500円	
口径20mm加入金	141,750円	118,650円	
56 下 水 道			
使用料(基本料10㎡)	1,000円 ※4人家族の平均(3,843円)	利用者の負担等を考慮し、水道料金等審議会で審議後、合併後3~5年で段階的に調整	現在の宇都宮市4人家族の平均 5,260円
受益者負担金(市街化区域)	300円/㎡	新たに整備する区域については、末端管渠整備費用の1/4÷整備面積	一括納付報奨金制度有り
分担金(市街化調整区域)	300,000円		
水洗化の促進			
接続工事資金融資斡旋額	50万円以内	70万円以内	
生活扶助世帯水洗便所設置費補助金	工事費用全額	工事費用全額	
57 農業集落排水			
分担金			
負担金	マス1個につき 30万円	マス1個につき 30万円	
一括納付の場合	243,000円	243,000円	
基本使用料(10㎡まで)	1,000円 ※4人家族の平均(3,843円)	当分の間現行どおり	現在の宇都宮市4人家族の平均 4,389円
水洗化資金あっせん			
融資限度額	50万円	80万円	
利子の有無	無利子	無利子	
排水設備工事申請・検査手数料			
確認手数料	1,000円	800円	
検査手数料	1,000円	1,400円	

7. 教 育

項 目	合併前の上三川町	合併後	備 考
58 幼稚園就園奨励費補助	国、県の要綱に基づき実施 町単独分 7,000円 第3子以降の園児に対し保育料全額助成(平成16年度から)	国、県の要綱に基づき実施 単独分 7,000円 第3子以降の子育て支援費は調整中	
59 教育委員の取扱い	5人	5人	本町の教育委員は、失職
60 通学区域	自治会単位	現行どおり (新市に移行後、見直しについて検討)	
61 学校給食費	月額 小4,200円 中4,800円	当分の間現行どおり	
62 習熟度別学習	無	小 3, 4, 5, 6年(国、算) 中 1, 2, 3年(国、数、英)	
63 社会教育施設使用料	中央公民館 無料 社会教育以外の目的で使用 大集会室 520円/3時間 大会議室 410円/3時間	3年を目途に段階的に調整 (宇都宮市の算出方法で算出した使用料)	
64 スポーツ施設使用料	体育センター 800円/1時間 (全面)電気料別途 野球場 200円/1時間(1面)	調整中	
65 町民体育祭	町主催で毎年実施 (全自治会対象)	実施することで調整 (市の主催では行わない)	



合併アンケートにご協力を!



8月上旬に、20歳以上(7月1日現在)の人を対象に合併アンケートを実施します。
合併問題について、町の方向付けをする際の資料となりますので、ご協力をお願いします。